

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」について

制度創設の背景・目的

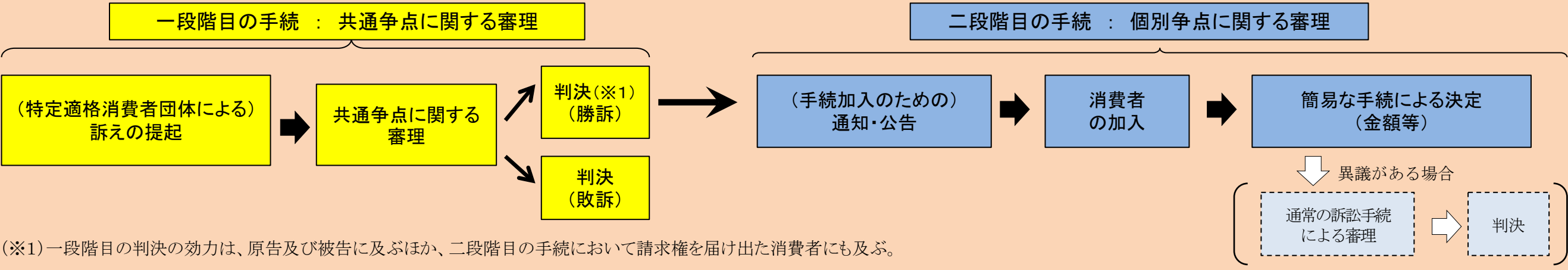
消費者被害の特性＝同種被害の多発
しかしながら、消費者と事業者との間の構造的格差などにより、**個々の消費者が自ら訴えて被害回復を図ることは困難**（「泣き寝入り」をしている場合が多い）

消費者団体が多数の消費者の権利のために
行う新たな訴訟制度を創設

被害回復を図りやすくする。
（消費者の請求権の実効性を確保）

制度の概要

二段階型の訴訟制度：**一段階目の手続で共通争点に関し判決を得た後、個々の消費者が二段階目の手続に加入し、最終的には個々の消費者の権利の有無・内容について判決**



ポイント

訴訟を担う主体	一段階目の手続	二段階目の手続
<p>特定適格消費者団体： 適格消費者団体（※2）のうち、新たな認定要件を満たす者を、申請に基づき、内閣総理大臣が「特定適格消費者団体」として認定</p> <p>新たな認定要件： ・被害回復関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること ・被害回復関係業務の執行決定機関として理事会が置かれており、意思決定方法が適正であるとともに、弁護士が理事として選任されているなど弁護士の関与を強めること ・適正な経理的基礎を有すること など</p> <p>報酬及び費用： 一定の規律の下、特定適格消費者団体が消費者から報酬及び費用の支払を受けることができることとする。</p> <p>（※2）消費者契約法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体であり、現行制度上は差止請求をすることができる。</p>	<p>対象となる権利： 消費者と事業者との間に消費者契約が存在する場合における、消費者の事業者に対する以下①～④の請求権とし、金銭の支払を目的とするものに限る。③④については、契約の目的に生じた損害に係るものに限るとともに、人の生命・身体に損害が生じたときの当該損害に係るものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①消費者契約が無効等の場合の不当利得返還請求権 （いわゆる詐欺的商法など、契約そのものが公序良俗違反により無効である場合など） ②消費者契約に基づく履行請求権 （消費者が売主となる物品の売却契約において、不当な契約条項に基づき売却代金支払を拒絶する事業者に対し、消費者が支払を請求する場合など） ③消費者契約の締結又は履行に際してされた事業者の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権（勧誘が違法である場合など） ④消費者契約に債務不履行等がある場合の損害賠償請求権 （商品の品質が不良である場合など） 	<p>消費者への通知・公告： 特定適格消費者団体は、請求権のある消費者に対し相当な方法で個別に通知を行うとともに、インターネット等で公告を行う（個別通知に必要な消費者の情報を事業者が提供するよう、裁判所に申立て可能）。</p> <p>個々の消費者の請求権に対する決定（簡易な手続）：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定適格消費者団体が、個々の消費者の請求権をまとめて届出 ②消費者の請求権に対する、事業者の認否（※3） ③事業者の認否に対し不服がある場合は、特定適格消費者団体からの異議の申出 ④裁判所による決定（※4） ⇒ 簡易・迅速に多数の消費者の請求権について審理 <p>（※3）事業者が認め、又は期間内に認否をしなかった場合は、消費者の請求権は届出の内容で確定 （※4）裁判所による決定に不服がある場合は、異議申立ての上、通常の訴訟手続へ移行</p>